

栃木・下野国府跡

- 1 所在地 栃木県栃木市田村町
- 2 調査期間 一九八二年(昭57)五月～一九八三年(昭58)三月
- 3 発掘機関 栃木県教育委員会・栃木県文化振興事業団
- 4 調査担当者 大金宣亮・田熊清彦・木村 等・大橋泰夫・中野 正人
- 5 遺跡の種類 国府跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



下野国府跡は、栃木市の東方を南流する思川の右岸沖積低地に位置している。この思川の東側、すなわち国府跡対岸の台地上には、下野国分寺・同尼寺(国分寺町)が所在している。

本遺跡の調査は、八三年度の発掘調査(第二五次～第三六次)を終了して都合三六次、九九年に及ぶもので

ある。この間の主な検出遺構の配置は、政庁建物群を中心として概観すれば、その北辺の北方約一町に東西道路(路面幅約九m)、東辺の東方約二町には南北大溝(幅約六m)が設定されている。また正面(南)では、政庁の中央より約二町に東西溝(幅約五m)が位置している。政庁南門の前面から約三町付近までは、大路(路面幅約九m)を確認している。この地点の西側には、周囲(北辺は未検出)を掘立柱塀によって区画する地区(方約一町)があり、その敷地内は掘立柱建物群(約二〇棟)で占められている。これら遺構群の年代は、政庁Ⅰ～Ⅳ期(奈良時代～平安時代前半)にわたり造営・構築、あるいは廃止されたものである。政庁が終末期段階を迎えると、国府城内にみられる遺構群の様相は一変する。政庁の北東方では新たに孫廂をもつ建物などが造られる。一方、南方域の建物は減少している。前述の掘立柱塀で区画される地区は、条里様の溝状遺構がみとめられるにすぎない。なお、政庁の北東方から南辺をとおり、西方約一九〇mの地点で南折する奈良時代前半(政庁Ⅰ期)の大溝SD―Ⅰ―一も検出している。

これまでの調査で木簡を出土した遺構は、第六次・SB―〇―一五(礎板に墨書あり)、第一八次・土壙群(木簡・削屑等)、第一九及び第二三次・大溝SD―Ⅰ―一(木簡・削屑)等である。その他、国府周辺の長原東遺跡(二点)、寄居地区遺跡(二点)の井戸跡からも木簡が出土している。ここでは、最もまとまった木簡・削屑の出土をみた

第一八次発掘調査成果の概要と出土木簡の一部について中間報告する。

政庁の西隣に位置する第一八次調査区（発掘面積約三三〇㎡）から検出した主な遺構は、土壇跡五〇余基、溝跡三条、政庁内郭西辺区画施設の一部等である。

木簡を出土した土壇群は、検出状況・堆積土等からA・Bの二群に分けられる。A群は土壇検出面が政庁Ⅱ期建物焼失時の整地土であり、その下位に土壇廃棄時及び機能（使用）時の堆積土がみられるものである。B群は土壇検出面が遺物包含層であり、壇底面付近まで政庁Ⅱ期建物焼失時の整地土が堆積しているものである。なお、A群の土壇は廃絶後窪地状になっていたため、最上層（含検出面）が整地土で占められているものと判断される。

これら土壇群の年代は、伴出遺物・木簡にみえる年紀等からみて、A群の大半の土壇が政庁Ⅱ期機能時Ⅱ八世紀後半代～延暦一〇年頃、B群は延暦一〇年頃以降～九世紀代に使用されていたと考えられる。次に、現在（一九八四年九月）の整理作業によって判明した木簡・削屑のうちから、SK—〇一・〇一三・〇二三土壇の出土資料について報告する。この三遺構は、木簡が底面に層をなして堆積していた土壇であり、いずれも廃棄木簡の処理穴と考えられるものである。年代は、SK—〇一・〇二三がA群、SK—〇一三がB群である。

なお、整理作業がすすめば、削屑に遺る墨付きの類を含めての木簡総点数は、二千点近くにのぼるものと思われる。

8 木簡の积文・内容

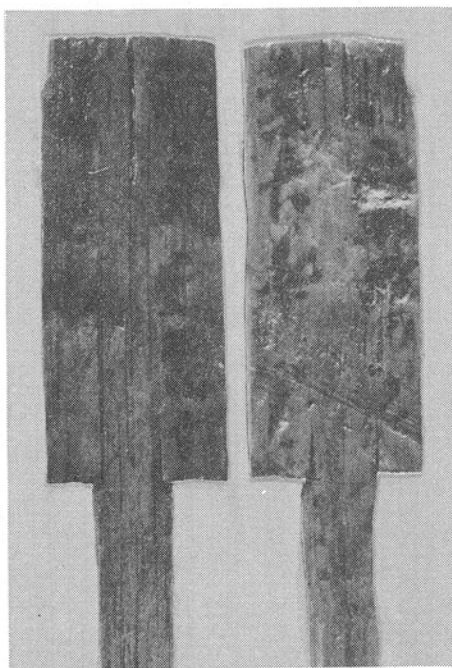
土壇SK—〇一

- | | | | |
|-----|---|--------|------------------------|
| (1) | × | 請 | 091 |
| (2) | × | 如件 | (63) × (15) × (2) 081 |
| (3) | × | 同月十二日進 | 091 |
| (4) | × | 安 | 091 |
| (5) | × | 正税 | 091 |
| (6) | × | 調布 | 091 |
| (7) | × | 都賀郡瓦倉 | (145) × (22) × (5) 081 |
| (8) | × | 陸奥 | 091 |

- (9) ×借貸千四× 091
- (10) ×☐出拳× 091
- (11) ・「造瓦倉所解×
・☐×
(70)×(28)×(2) 081
- (12) ・×國儲布十四段^(下)」
・日^レ月^レ」
(116)×(32)×(4) 081
- 土壙SK—〇二三
- (1) ×安末^郡☐× 091
- (2) 寒川^郡☐ 091
- 土壙SK—〇二三
- (1) ×☐×
×六尺
直七十五束
×六尺已下四尺四寸已上 091
- (2) ・×☐給天平 官符」
- (1) ×芳賀郡^八☐×
・延曆九年^八☐×
(58)×(14)×(2) 081
- (10) ×四年公廨× 091
- (2) ×☐召遣符^醫☐× 091
- (8) ・「☐三郡^醫」
葉長差^醫☐ 091
- (7) ×☐召遣符^醫☐× 091
- (6) ×☐上 員外史生陳廷莊×
(218)×(29)×(6) 081
- (5) ×☐計帳手料^醫☐× 091
- (4) ×調帳× 091
- (3) ×國監從八位^下☐×
・×月十五日下人麻呂^狀☐」
(130)×(27)×(3) 081
- (9) ・解文延曆十
年七月
(109)×(22)×(3) 061

出土木簡の形状は、使用時の形態をとどめるものが甚だ少なく、わずかに題籤軸のみが原形を知り得る資料である。この他は、九割以上が木簡の削屑である。板状の材も少数ながら遺存しているが、折損あるいは割截されており、やはり原形をうかがい得ない。

下野国府跡より出土した木簡・削屑から知られる内容は、いわゆる文書様木簡として分類されるものが多く、「必申給也」「造瓦倉所解」「請云々」「如件□啓」等々と記されたものなどがある。また、物品の出納・記録の一部を示すと考えられる削屑等もみとめられる。ただし、付札類とみられるものは未見である。これらの木簡が使用され、または、充所とされたところは一応国府と考えられる。



下野国府跡出土木簡 (8)

しかし、現段階では断簡・削屑が多いために差出者(所)・記録の経緯などを含めて明らかにすることは難しい。

本地区から出土した木簡は、その廃棄された土壌の位置から推測して、最終的使用所を一応国府政庁、あるいはその付近の某官衙であったろうと判断されるものである。しかし、内容上からは、国府全体の組織に関わるものとみられる。このことからすれば、今後これらの木簡は、国府の果たした機能の一部を示すものとして検討されるべきものと考えている。

木簡と国府跡検出遺構の関わりの上では、政庁の機能を含め国府がはたしていた行政・財政の一端を知り得たこと、奈良時代前半には政庁が確実に存在(「天平元」の紀年木簡、『木簡研究四』参照)しており、同Ⅱ期建物群の焼失は延暦一〇年頃に限定できることなどが重要な成果である。

なお、木簡積読については、岸 俊男・土田直鎮・鬼頭清明・平川 南・東野治之・佐藤 信の諸先生に御示教を賜った。謹謝申し上げる次第である。

9 関係文献

栃木県教育委員会『下野国府跡Ⅰ』(一九七九年)・『同Ⅴ』(一九八三年)

同『栃木県埋蔵文化財保護行政年報』(一九八三年・八四年)

(田熊清彦)